

伊丹市監査委員告示第7号

監査結果に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対して講じた措置の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和8年(2026年)7月8日

伊丹市監査委員 佐藤 文裕

伊丹市監査委員 保田 憲司

記

1 監査の種別

定期監査（フォローアップ）  
（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

2 監査の対象部局

| 部                 | 室       | 課                               |
|-------------------|---------|---------------------------------|
| 総合政策部             | 政策室     |                                 |
|                   | 経営戦略室   | デジタル戦略課                         |
| 財政基盤部             | 税務室     | 市民税課、資産税課                       |
| 市民自治部             | 市民サービス室 | 市民課                             |
|                   | 共生推進室   | 同和・人権・平和課、男女共同参画課、人権啓発センター      |
| 健康福祉部             | 保健医療推進室 | 国保年金課                           |
| 都市活力部             | 産業振興室   | 農業政策課、まちなかにぎわい課                 |
| 都市交通部             | 交通政策室   | 都市安全企画課、交通政策課                   |
| 選挙管理委員会事務局        |         |                                 |
| 教育委員会事務局<br>学校教育部 |         | 学校教育課、保健体育課、小学校給食センター、中学校給食センター |
| 教育委員会事務局          | 人権教育室   | 人権教育担当                          |

|       |       |            |
|-------|-------|------------|
| 上下水道局 | 経営企画室 | 経営企画課、給排水課 |
|       | 整備保全室 | 下水道課、浄水課   |

### 3 措置を講じた部局

| 部     | 室     | 課        |
|-------|-------|----------|
| 市民自治部 | 共生推進室 | 人権啓発センター |

### 4 監査の期間

令和 8 年(2026 年)4 月 3 日～令和 8 年(2026 年)6 月 4 日

### 5 監査結果提出日

令和 8 年(2026 年) 6 月 24 日

### 6 措置の内容

定期監査の結果に基づき講じられた改善措置については、別紙令和 8 年(2026 年) 6 月 29 日付け伊市共人第 138 号の通知文書のとおりです。

( 公 印 省 略 )  
伊市共人第 138 号  
令和 8 年 6 月 29 日  
(2026 年)

伊丹市監査委員 佐藤 文裕 様

伊丹市監査委員 保田 憲司 様

伊丹市長 中田 慎也

### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 監査の対象部局

令和 6 年度 (2024 年) に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

市民自治部 市民サービス室 市民課

共生推進室 同和・人権・平和課、男女共同参画課、

人権啓発センター

#### 2 措置を講じた部局

市民自治部 共生推進室 人権啓発センター

#### 3 監査の種別

定期監査 (フォローアップ)

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

#### 4 監査の期間

令和 8 年 (2026 年) 4 月 3 日 ~ 令和 8 年 (2026 年) 6 月 4 日

#### 5 措置の内容

別紙のとおり

## 監査結果に対する措置について

人権啓発センター

| 指 摘 事 項                                                                                                                                                                            | 回 答                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>Ⅰ 収入事務について</b></p> <p><b>(Ⅰ) 講座収入の収納について</b></p> <p>令和7年度の収納済通知書その他の資料を確認したところ、受領した収納金の指定金融機関への払込みが会計規則で定められている期日から数日遅れているものが散見されました。</p> <p>伊丹市会計規則にのっとり、適切に事務を行ってください。</p> | <p>受領した講座収入の指定金融機関への払込みについては、伊丹市会計規則で定められている期日から遅れが生じないように、処理の体制・手順の見直しを図り、同規則にのっとり、適切な事務処理を行ってまいります。</p> |